



記者発表資料

千葉開府 Road to 900 since 1126	令和元年6月21日 保健福祉局健康部 健康企画課 電話 245-5201 内線 6902
---	--

区役所・保健福祉センター等において、敷地内全面禁煙を実施します

改正健康増進法（以下「法」という。）の一部施行により、令和元年7月1日（月）から行政機関の庁舎は、原則、敷地内禁煙となることに伴い、千葉市では、区役所、保健福祉センターの敷地内を全面禁煙としますので、お知らせします。

また、法で定める第一種施設に該当するその他の市施設についても、令和2年4月1日（水）の「千葉市受動喫煙の防止に関する条例（以下「条例」という。）」の施行に合わせ、敷地内を全面禁煙としますので、併せてお知らせします。

1 概要

法では、第一種施設は原則、敷地内禁煙とし、例外として、必要な措置を講じた喫煙場所を屋外に設けることができることとしています。

また、本市では、条例において、第一種施設のうち行政機関の庁舎については、屋外であっても喫煙場所を設けないこととする努力義務を定めています。

そこで、法及び条例の実施主体である本市では、模範的な立場から受動喫煙対策に積極的に取り組み、市民の健康増進を図るため、対象施設において、より望ましい受動喫煙対策である敷地内全面禁煙を実施します。

2 対象施設と実施日

(1) 区役所、保健福祉センター 令和元年7月1日（月）

(2) (1) 以外の第一種施設に該当する施設 令和2年4月1日（水）

ア 対象施設は、市民センター、土木事務所など約500施設

イ 対象施設のうち、民間ビルに入居する施設等は、第一種施設に該当する部分のみが屋内禁煙となる。また、第一種施設と第二種施設が同一敷地内に建っている場合、敷地全体が禁煙とならないことがある。

ウ 市役所本庁舎、市立病院、市立学校、保育所などは、既に敷地内禁煙を実施済み。

<参考>

第一種施設（改正健康増進法第28条第5号）

- ・学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設
- ・国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

第二種施設（改正健康増進法第28条第6号）

- ・多くの方が利用する施設で、第一種施設及び喫煙目的施設（喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設）以外の施設
- ・市の施設では、公民館、図書館、コミュニティセンター、スポーツ施設等が該当